

公 示

準特定地域における営業方法の制限について

制 定 平成28年11月4日 九運公第47号
一部改正 平成31年4月1日 九運公第4号
一部改正 令和2年3月31日 九運公第120号

平成26年1月24日付け公示「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」第3の2. に基づき、対象地域及び対象事業者を下記のとおり定めたので公示する。

平成28年11月4日

九州運輸局長 佐々木 良

記

1. 対象地域

別表のとおり

2. 対象事業者

平成20年7月11日から平成26年1月27日の間の減休車率が、別表の「営業区域減休車率」以上である一般タクシー事業者とする。

別 表

都道府県	営業区域名 (交通圏)	営業区域 減休車率
福岡県	久留米市	12.3%
	筑豊交通圏	13.0%
佐賀県	佐賀市	14.3%
	唐津市	17.0%
長崎県	佐世保市	14.7%
	諫早市	11.1%
宮崎県	宮崎交通圏	8.7%
	延岡市	8.3%
	都城交通圏	17.2%
熊本県	熊本交通圏	18.3%
	八代交通圏	18.1%
大分県	大分市	12.2%
	別府市	14.5%
鹿児島県	鹿児島市	8.2%
	鹿児島空港交通圏	11.0%

附 則

この公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成31年 4月1日 九運公第 4号）

この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日 九運公第120号）

この公示は、令和2年4月1日から適用する。